

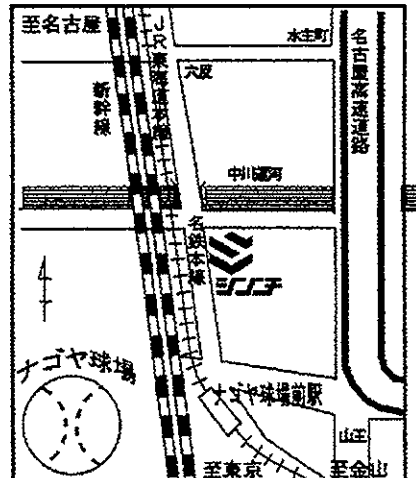
補償コンサルタント情報コミュニケーション誌



株式会社

新日

補償ニニコミ



発行日 発行所 新日 TEL 052-331-5356 編集者 3ヶ月毎1回 名古屋市中川区山王一丁目8番28号 FAX 052-331-4010 秋山 学

平成9年の心構え

バブル崩壊後、残業が減り休日出勤が減って、所得の伸びの鈍化あるいは減少。また大卒の人材のたふつき、中高年のリストラ等から消費者の生活の立て直しにより、消費者志向は「低価格重視」「堅実志向」へと変わったといわれます。それは公共事業を中心の我々業種にあっても、公共投資の抑制気運等、大変に厳しい状況の中にあるといえます。

それでも経済不況でモノが売れないといわれるなかにあつてはヒット商品がないわけでもありません。例えば自動車のRV車、携帯電話、PHS、パソコン等のデジタル関連商品。私ども新日補償調査部にあつても、業務の性格上ヒット商品を扱うも

ストライクゾーン

野球で例えるならば、審判のジャッジが「ストライク」とはいっても、内角球、外角球そして高めと低め、またはど真ん中のストライクと同じストライクではあつてもその範囲には幅がありま

るものではないですが、商品等の価格は時期、地域、品質、規格はもとより、その他諸条件によつて必ずしも同一とは限りません。例えば、全く同一の電気製品があつたとして、それは店によつて種々の価格が付けられており、すなわち物の価格には幅という範囲があることは日常の生活でも経験するところでありま

新設機械の減耗控除について

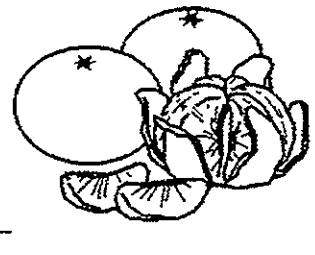
機械設備で移設を原則とするものの、構造上移設不可能なもの、移設費より新設費が安価なもの等の場合、新設の補償とする場合がります。機械設備の新設補償について、中古の設備、いわゆる使い減りした設備が新品となることが価値増の問題が生じ、この価値増を控除(減耗控除)すべきとの考え方が定着しています。

減耗控除額 = 取得価額 × 0.8 × n / N
減耗控除額 = 再調達価額 × 0.8 × n / N
機械設備補償額 = 再調達価額 × 再築補償率
取得価額 : 取得当時の価額
再調達価額 : 現時点での価額
n : 対象機械設備の経過年数
N : 補償耐用年数

最近、この減耗控除の方法については、起業者及び補償コンの判断に委ねられているのが実態でありま。しかし、減耗控除の方法については、起業者及び補償コンの判断に委ねられているのが実態でありま。また、耐用年数についても大蔵省令法定耐用年数の採用、残耐用年数の認定による修正、独自の補償耐用年数の考え方があります。

平成8年主たる受注事例紹介

- 【移転補償】 8年2月 パチンコ店補償(改造工法及び営業補償)
市街地再開発事業に伴う店舗(弁当・居酒屋・スーパ)補償
港湾施設(海運倉庫)の補償
モーテル及びゲームセンター補償(規模縮小)
小集落改良事業に伴う補償業務
セラミック部品製造工場の補償
イベント場移転補償
社会福祉学園施設
養魚施設(金魚)に対する補償
大型ゲームセンター営業補償
歌舞練場(木造特殊)補償
文化財的施設の補償(復元工法)
材木市場に対する補償
パチンコ店補償
河川管理施設(公共補償)
生コンプラント移転補償
【事業損失】 8月 酪農(乳牛)経営に対する影響事前調査
【特殊・その他】 4月 茶業経営(農協)に対する補償検討
5月 マンション切取補償工事に伴う価値減の検討
11月 事業認定(図書館)申請業務
11月 集団移転問題の検討



以上、平成8年受注のうち、特徴のある事例のみを紹介させていただきました。例年、将来も記憶に残るような業務を経験させていただきます。失礼な言い方ではあります。受注金額を得て貴重な経験と勉強をさせていただけることに心より感謝しております。今後ともお手伝いさせていただきます。是非御一報下さるようお待ちしております。